

令和3年度災害復旧支援資金の創設について

JA新潟みらいは、令和3年4月の凍霜害および暴風被害により被害を受けた農業者に対し、復旧等に必要な資金を円滑に融通することにより、農業経営の早期再建と安定化を支援することを目的として、「令和3年度災害復旧支援資金」を創設いたしました。

本資金についてはJAグループ新潟の利子補給により、融資後5年間は無利子となります。

1. 「令和3年度災害復旧支援資金」の創設

資金の概要

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 取扱窓口 | 県内JA |
| 融資対象者 | 令和3年4月の凍霜害および暴風被害により直接的・間接的に被害を受けられた農業者 |
| 資金使途 | ① 被災等に伴う生産および販売数量の減少等により生じた農畜産物等の損失補填 ② 被災等に伴い損害を受けた農地、農業用施設、農機具等の復旧に要する資金 ③ 被災等に伴い生じた費用で理事長が農業経営維持において特に必要と認めた資金 |
| 融資限度額 | 2,000万円（JAが算定した損失額等の範囲内） |
| 融資金利 | 年1.60%（固定金利） ※ 融資後5年間は、JAグループ新潟の利子補給により無利子となります。 |
| 県下取扱限度額 | 5億円 |
| 融資期間 | 10年以内（うち据置期間2年以内） |
| 担保・保証 | 原則として、新潟県農業信用基金協会の保証 ※ 別途保証料（0.25%）が必要となります。 |
| 取扱期間 | 令和3年7月1日（木）～令和4年3月31日（木） ※ 取扱期間中の申込で令和4年3月31日までの実行が対象となります。 |

2. 本資金にかかるご相談窓口について

最寄りの支店貸付担当までご相談ください。

以上